

令和6年度小山市定額減税補足給付金（調整給付）給付事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 業務名称

令和6年度小山市定額減税補足給付金（調整給付）給付事業業務委託

2 業務の目的

物価高騰による市民の負担増を踏まえ、所得税、個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる方への給付金の給付事務を実施するもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

4 業務内容

別紙「小山市定額減税補足給付金（調整給付）給付事業業務委託仕様書」（以下、仕様書という。）のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、優先交渉権者との協議の中で変更する場合がある。

5 提案上限額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。また、提案価格を提出する際は、上記上限額を超えてはならない。

第2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- 1 小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録していること。登録をしていない場合には、令和6年4月30日（火）までに本業務に係る参加資格審査申請書等必要書類を提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。
- 2 地方公共団体の非課税給付金業務の包括契約（事務作業、コールセンター、窓口、給付金システム、申請書等の印刷・発送）などの類似業務を受託した実績があること。
ただし、グループ会社の実績や労働者派遣業務は対象外とする。
なお、事務作業においては、再委託を行わず受託者による直接運営をしていたこと
- 3 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- 4 本業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の遂行に必要な専門的知識・能力を有する人員を配置できること。
- 5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 6 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後再度「3

- (1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- 7 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「3（1）」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
 - 8 債務不履行により所有する資産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
 - 9 参加表明書及び企画提案書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - 11 小山市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第6条、第12条及び第13条の規定に違反しない者であること。
 - 12 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
 - 13 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」の認証もしくはISMS（JISQ27001又はISO/IEC27001）認証を取得していること。
 - 14 同一の法人、団体又は代表者が重複して参加表明を行っていないこと。

第3 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。（なお、都合により変更する場合がある。）

(1) 募集開始	令和6年4月16日（火）
(2) 質問書受付期間	令和6年4月16日（火）～4月19日（金）午後5時
(3) 質問に対する回答	令和6年4月24日（水）
(4) 参加表明書・企画提案書等の受付期間	令和6年4月25日（木）～5月7日（火）午後5時
(5) 企画提案書の審査	令和6年5月8日（水）～5月9日（木）
(6) 審査結果の通知	令和6年5月10日（金）予定
(7) 契約締結	令和6年5月下旬予定

第4 実施要領の公表

公告及び小山市ホームページで公表する。

[小山市ホームページ <https://www.city.oyama.tochigi.jp/>]

第5 質問及び回答

質問書等の提出に関する質問は、次により行うこと。

(1) 質問書の受付

質問書（様式5）に質問内容を記載の上、電子メールにて事務局あて提出すること。電子メールの件名は「【事業者名】令和6年度小山市定額減税補足給付金（調整給付）給付事業業務委託プロポーザルに関する質問」とし、電子メールを送信した後は必ず到着確認の電話連絡を事務局に行うこと。

なお、本プロポーザルに関する質問は企画提案書などの作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和6年4月16日（火）から令和6年4月19日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

小山市 総合政策部 定額減税補足給付金(調整給付)プロポーザル担当（篠原）

電子メールアドレス dsl-teigakukyufu@city.oyama.tochigi.jp

（セキュリティ上、*をアットマークに読み替えること）

(4) 回答方法

質問事項に対する回答については、令和6年4月24日（水）に、質問者を伏せたうえで小山市公式ホームページに掲載し、個別回答は行わない。

ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうなど公表することが適切でないと判断した場合には、当該質問については回答しないことがある。また、回答に対する再質問は受け付けない。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

第6 参加申込書・企画提案書の提出方法及び提出書類

参加申込書・企画提案書の提出は、次により行うこと。

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①参加申込書兼誓約書	様式1	
②会社概要書	様式2	正本には、会社パンフレット等、会社の概要がわかるものを併せて提出すること
③業務実績書	様式3	平成31年4月1日以降の実績を記載すること
④業務体制表	様式4	
⑤企画提案書	任意様式	・原則A4横書き表示とし、ページ番号を付番すること ・用紙方向は縦向きとする。一部分において横長のページとする場合、A3用紙をZ折にして左辺で綴じること ・文字のポイントは、原則11ポイント以

		上とすること
⑥見積書	任意様式	積算内訳を記載すること
⑦プライバシーマーク認証の写し		

※指定様式は、小山市ホームページ (<https://www.city.oyama.tochigi.jp/>) から取得すること。

(2) 提出部数

- ①正本（上記(1)①～⑦） 1部（代表者印を押印したもの）
- ②副本（上記(1)②～⑥） 10部（会社等住所・商号・代表者氏名、社名ロゴ等が無記入で押印していないもの）

(3) 提出方法

令和6年4月25日（木）から5月7日（火）午後5時まで（必着）に以下の方法のいずれかにより提出すること。

- ・持参（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- ・郵送（簡易書留又はレターパックプラスで提出、期限必着）

(4) 提出先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1 市役所6階
小山市 総合政策部 定額減税補足給付金(調整給付)プロポーザル担当（篠原）

(5) 参加の辞退

参加申込後に、参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限である令和6年5月7日（火）午後5時までに「参加辞退届（様式6）」を提出すること。

第7 企画提案書等の取扱い

- (1) 本プロポーザルに係る企画提案は、1事業者につき1提案とする。
- (2) 提出された企画提案書等は本プロポーザルにのみ使用するものとし、公表は行わない。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、一切認めない。

第8 選定方法

(1) 書類審査

提出書類に対し、本市が設置する審査委員会において審査を行い、最も優れた提案を

行った事業者を優先交渉権者として選定する。審査項目については、評価基準（別表）によるものとする。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、審査委員会の求める最低限の基準(配点の6割)に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。

最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、優先交渉権者を特定する。

なお、優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

(2) 審査結果

(1)の審査結果は、令和6年5月10日(金)【予定】に小山市ホームページ上にて公表するとともに、全ての企画提案者へ電子メールにて通知する。

なお、選考結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

第9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用(作成及び郵送費等)は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類提出後の企画提案書等の再提出又は差替えは認めない。ただし、本市が提出書類の差替えや変更、または取り消しを必要とした場合にはこの限りではない。
- (3) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (4) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (5) 審査結果(参加者名、点数、順位)は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- (6) 提出書類は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として非公開として取り扱うが、小山市情報公開条例(昭和62年条例第1号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 本プロポーザルは、今後の予算決定を前提とした契約の準備行為として実施するものである。予算が決定されなかった場合、本プロポーザルは無効となる。その際の参加者が本件に関して支出した経費は参加者の負担とする。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなったとき。
 - ②提出書類に虚偽の記載があったとき。なお、提出書類に虚偽の内容を記載した者に対し、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがある。
 - ③見積書が委託料の提案上限額を超えているとき
 - ④選定の公平性を害する行為があったとき
 - ⑤その他、著しく信義に反する行為があったとき

第10 契約方法

(1) 契約締結交渉の対象者について

優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調となった場合には、「第8(1)書類審査」による順位が高い者から契約締結の交渉を行う。

(2) 契約締結の交渉について

契約締結の交渉に当たっては、優先交渉権者の企画提案内容を尊重するが、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

第11 事務局

小山市 総合政策部 定額減税補足給付金(調整給付)プロポーザル担当 (篠原)

住所：〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1 市役所6階

電話：0285-22-9369

電子メール：dsl-teigakukyufu*city.oyama.tochigi.jp

(セキュリティ上、*をアットマークに読み替えること)